

改正後

目次

第一章～第九章（略）

第九章の二 毒物及び劇物の運搬（第四十条の二、第四十条の八）

第九章の三 毒物劇物営業者等による情報の提供（第四十条の九）

第十章～附則（略）

第九章の三 毒物劇物営業者等による情報の提供

第四十条の九 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者によ

改正前

目次

第一章～第九章（略）

第九章の二 毒物及び劇物の運搬（第四十条の二、第四十条の八）

第十章～附則（略）

る毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生省令で定める。